

意見書の要旨と区の考え方

意見書の要旨	区の考え方
<p>(1) 「区域の整備、開発及び保全に関する方針」に「地区施設の整備の方針」を加え、細街路、区道を地区施設として位置づけるべき。</p>	<p>(1) 地区施設は、地区の特性にあわせ合理的に配置する必要がある公共施設を位置付けるものです。ご指摘の細街路や区道については、建築基準法等に基づき既に位置付けられています。</p>
<p>(2) 「地区計画の目標」に主要区画道路の記述があるが、計画段階か将来構想なのか明らかにすべき。</p>	<p>(2) 「地区計画の目標」に記載のとおり、将来的に地区整備計画に位置付けていくことを目指しています。</p>
<p>(3) 「土地利用の方針」に、道路等のヒートアイランド対策、都市型水害、省エネ、再生エネに対する取り組みが見られない。</p>	<p>(3) ご指摘の取り組みは、今回の地区計画に記載していませんが、遮熱性舗装や透水性舗装等の整備、街路灯の省エネルギー対策など道路の環境対策に既に取り組んでいます。</p>
<p>(4) 商業地区Bは山手通り沿道のみとし、それ以外は新たに商業地区Cとして区分すべき。そして、山手通り沿道の部分は、敷地面積の最低限度の制限は不要である。</p>	<p>(4) 地区全体として敷地の細分化を防ぐため、地区の区分にかかわらず敷地面積の最低限度を定めていきます。</p>
<p>(5) 垣又は柵の構造の制限は、倒壊の面からしか検討されていない。環境も重要で、安全で快適な構造を誘導することも必要ではないか。</p>	<p>(5) コンクリートブロック造などの垣や柵の築造を禁止することで、道路沿いの安全性を向上させていきます。ご指摘の環境に配慮した構造への誘導については、生垣等への助成やフェンス等の新設への助成により推進しています。</p>